

施策マネジメントシート

基本施策名	011 人権・平和のまちづくりの推進	施策 統括課	市長室	氏名	吉田 徳史
政策名	1 人権・平和・男女平等参画	主な 関係課	オンブズマン事務局・公民館		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか)＊人や自然資源等

・市民
・市職員

② 施策の目的

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称		単位
ア	人口(4月1日時点)	人
イ	市職員数(4月1日時点)	人
ウ		
エ		

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)		単位
1	ア 市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%
	イ ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%
2	ア 市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%
	イ 市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	人権意識の醸成と普及啓発	ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。	◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。 ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。 ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。 ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。 ◆市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。
2	時代を見据えた平和意識の創造	平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。	◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、 原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。 ◆平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、 平和活動の推進を図ります。 ◆学校や公民館等において、平和教育を推進します。
3			
4			

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R9年度				
対象指標	ア	人	見込み値			76,038	76,080	76,065	76,098	76,106	76,140	75,925	目標達成度			
			実績値	75,054	75,466	75,932	75,984	76,282	76,423	76,278						
		イ	人	見込み値	461	472	486	482	478	474	470	466		達成・ 未達成	前年度 比較	
				実績値	461	472	482	480	479	470	487					
	ウ		見込み値													
			実績値													
	エ		見込み値													
			実績値													
成果指標	展開方向1	ア	%	成り行き値			34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	達成			向上
				目標値			34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	39.6				
				実績値			34.0	34.7	41.3							
				基本計画における 指標の説明又は出典元		市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合 ※令和元年度第12回市民意識調査より設問の新設。令和元年度(34.0)と令和2年度(34.7)の実績値の上昇幅を参考に毎年度0.7ポイント上昇させることを目標とした。										
		イ	%	成り行き値			97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3			
				目標値			97.3	97.6	97.9	98.2	98.5	98.8	100			
				実績値			97.3	98.7	100	集計中						
				基本計画における 指標の説明又は出典元		ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合 ※令和5年度に100%目指し、平成30年度の実績との差を均等配分し、毎年度0.6ポイントの上昇を目指す。										
	展開方向2	ア	%	成り行き値				50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	達成	向上		
				目標値				49.0	50.0	51.0	52.0	53.0			57.0	
				実績値				50.4	50.1	53.1						
				基本計画における 指標の説明又は出典元		市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合 ※令和元年度「第12回市民意識調査」より設問変更。令和元年度、2年度の実績値を基準に毎年度1ポイント上昇させることを目標としました。										
		イ	%	成り行き値				89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	達成	低下	
				目標値				89.9	91.0	92.0	93.0	94.0	98.0			
				実績値				89.9	96.3	95.3						
				基本計画における 指標の説明又は出典元		市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合 ※令和元年度の実績値を基準に毎年度1ポイント上昇させることを目標としました。										
	展開方向3	ア		成り行き値												
				目標値												
				実績値												
				基本計画における 指標の説明又は出典元												
		イ		成り行き値												
				目標値												
				実績値												
				基本計画における 指標の説明又は出典元												
	展開方向4	ア		成り行き値												
				目標値												
				実績値												
				基本計画における 指標の説明又は出典元												
イ			成り行き値													
			目標値													
			実績値													
			基本計画における 指標の説明又は出典元													
事務事業数			本数	2	4	3	3	4								
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円												
			都道府県支出金	千円	356	10,683	1,821	2,233	1,533							
			地方債	千円												
			その他	千円												
			一般財源	千円	1,823	9,787	2,473	5,979	451							
	事業費計 (A)	千円	2,179	20,470	4,294	8,212	1,984	0	0	0	0					
	人件費		延べ業務時間	時間	4,509	8,530	10,500	10,400	10,600							
			人件費計 (B)	千円	16,099	30,964	38,850	38,350	34,100							
			トータルコスト(A)+(B)	千円	18,278	51,434	43,144	46,562	36,084	0	0	0	0			

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)
B: 目標をおおむね達成した

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)
B: 成果がどちらかと言えば向上した

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

○平成31年4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」やオンブズマン制度、「しょうがいしゃがあたり前に暮らすまち宣言の条例」など、様々な人権政策を実施してきていることが着実に市民等に浸透してきている。

○市民の人権意識は、市の施策だけでなく、家庭や職場、学校、メディアなど、様々な分野の影響が強く反映することから、意識調査の結果の推移については慎重に見ていく必要がある。

○平和事業については、コロナ禍の状況の中、伝承講話など啓発事業を徐々に再開し、若年層への呼びかけを行うなど平和への意識、関心を高める工夫を行う必要がある。

○人権施策に関し、毎年12月の人権週間を拡大し、「くにたち人権月間」として11月から3か月間実施した。市内の人権問題の当事者と共に様々な人権企画を実施し、延べ2,000人が参加した。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

【人権施策】平成28年(2016年)に差別解消三法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が成立し、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められている。部落差別やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBTなどの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を理解し、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められている。また、これまでの行政における人権とは、公(行政)に対する個人の権利の保障という側面から捉えられてきたが、市民等からは、私人間における人権侵害や差別の事案への行政としての働きかけを求める声が増えている。さらに、インターネット上の人権侵害も課題の一つとなっている。さらにコロナ禍による新型コロナウイルス陽性者及びワクチン接種における差別問題も起きている。

【平和施策】市では、平成12年(2000年)に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成31年(2019年)4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定している。戦後77年が経過し、戦争体験者の高齢化と次世代への伝承が課題となっている。また、戦争や紛争だけでなく、日常の平和について考える機会の創出も考えていく必要がある。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

【人権施策】

○人権救済に対処する仕組みを作って欲しい。○インターネットにおける人権問題への対応策を検討して欲しい。○女性の人権擁護(DV対応含む)に対する施策強化の要望する。○新型コロナウイルス感染症に関する差別やワクチン接種をしないことによる差別について相談窓口や対応をして欲しい。○ソーシャル・インクルージョンの可視化

【平和施策】

○戦争体験者の体験を伝える、聞ける場を作って欲しい。○次世代に平和や戦争体験者の話などを伝えて欲しい。
○伝承者事業の3期生を実施して欲しい。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

【人権施策】

○全国的に人権、平和、多様性を基軸とした条例を制定している自治体は希少であり、全国から問い合わせ、視察、取材の依頼が年間通じて入っている。様々な人権課題を盛り込んだ人権月間の取り組みは例がない。

【平和施策】

○伝承者事業やコトバ展など、他市と比較しても特徴的な事業を実施しており、他自治体からの問い合わせ等は頻回にある。
○戦争体験アーカイブ事業など、近隣市との連携による次世代に向けた事業を実施している。

(4) 施策の具体的な取組状況

3年度の取組状況	4年度の取組予定
【人権施策】○人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会)、人権月間イベント、人権・平和のまちづくり審議会、人権研修 ＜オンブズマン＞○総合オンブズマンへの相談は、市の業務への苦情等が33件、子どもの人権関係が43件、計76件を受けた。このうち申立てに至った件数は8件(前年度に相談受けたもの3件を含む)で、調査等の対応を行った。 ＜公民館＞○マジョリティ特権を考える3回連続講座やその他人権課題に関する2回の講座の他、現代的課題である新型コロナウイルス(連続5回)や東日本大震災から10年という節目に振り返る(連続7回)ことをテーマに取り上げ、人権課題を切り口にした講座を実施した。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動(定期、派遣、学校)、「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラの講座、被爆樹木アオギリ育成、戦争体験アーカイブ事業 ＜公民館＞○太平洋戦争中の兵士の視点などを題材にし戦争を振り返り、平和について改めて考えるための講座を3回実施した。	【人権施策】○人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会など)、人権月間イベント、人権研修、条例の基本方針の策定(人権・平和のまちづくり審議会) ＜オンブズマン＞○小学校向けの人権講座の拡充と学校、児童館等へのアウトリーチをととして子どもの権利への理解を進めるとともに、私立学校や高校への周知・啓発を進める。 ＜公民館＞様々な角度から人権を捉え、考えることのできる講座を企画し、実施する。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動、東京大空襲関連事業(パネル展示)、「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラ、被爆樹木アオギリ育成などの取組を予定。戦争体験アーカイブ事業。平和首長会議への出席。 ＜公民館＞様々な題材を基に、平和を考える講座を企画し、実施する。

6 3年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) ※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【人権施策】

○平成31年(2019年)4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、被差別当事者を含む市民等の意見や要望を取り入れ、市の人権、平和、多様性に関する基本的な理念となる条例となった。
○法務省委嘱の人権擁護委員の活動を通じて、人権身の上相談や学校と連携した啓発事業等を実施した。新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ、タイミングを図りながらの事業実施となった。
○くにたち人権月間として3か月間の企画を当事者と共に実施し、様々な人権問題を取り扱い約2,000人が参加した。
○総合オンブズマンの相談件数は、一般オンブズマンが令和2年度の39件から33件とやや減少したが、市民に対する説明能力や接遇の向上が恒常的に求められている。一方、子どもの人権オンブズマンについては、令和2年度の24件から大幅増の43件となったが、8割以上が子ども本人からの相談であった。

【平和施策】

○日野市、多摩市との連携事業として戦争体験アーカイブ事業を実施し、各市の戦争体験者の体験を文章と音声で記録した。今後、次世代に伝える場を積極的に作る必要がある。
○くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話活動は新型コロナの感染対策を講じ、市内公共施設、市内全小学校、派遣による市内外の会場で開催した。感染対策等を行い、コロナ禍における平和を考える機会とすることができた。
○「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラ講座、被爆樹木アオギリ育成など、参加型の平和事業を通じ、市民等が平和を考え、発信する機会の提供を図った。

○改善余地のある事項・課題等

○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく、ソーシャル・インクルージョンの考えを市民や事業者、市職員に理解してもらうための啓発や研修等の継続的な取り組みが必要である。
○子どもは人権意識が醸成される過程であることから、さらなる人権意識の啓発を進め、子どもの自己解決力を育むとともに、相談しやすい環境づくりを整える必要がある。
○人権擁護委員の体制について拡充していく必要がある。
○企業と連携した人権の取り組みが必要である。
○平和施策に関し、若年層の参加を増やしていくことが課題であり、テーマや手法を工夫していく必要がある。
○戦争体験者の高齢化への課題に対し、効果的な事業が求められる。
○市民の人権や平和への意識向上は、大きな成果や効果が生じにくく市民意識調査等に反映しにくい側面がある。行政だけでなく、市民団体や事業者と連携した取り組みが必要である。

(2) 施策の3年度における総合評価

B

成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価
A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。
B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。
C:成果向上のため、一層の努力が求められる。
D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。
E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 5年度の取組方針

【人権施策】

○令和4年度策定予定の「人権平和基本方針」をもとに、市民や庁内の施策をさらに推進していく。
○全庁の施策や事業に人権の意識やソーシャル・インクルージョンの意識を浸透させるための取り組みを行う。
○人権擁護委員と一体となった人権啓発活動を実施する(啓発活動、相談の実施など)。
○総合オンブズマン制度の定着を図るため、子ども食堂など多方面への周知、啓発を行う。子どもの人権に関する取組については、アウトリーチを再開するとともに、イベントなどを通して相談しやすい環境の整備を図る。

【平和施策】

○戦争体験者の高齢化の課題への取り組みの実施。
○くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業の継続実施と共に第3期生の育成を検討する。
○庁内関係部署と連携して、「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、日常の平和について考える機会の提供をさらに実施していく必要がある。
○平和首長会議と連携したネットワーク化の取り組み。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

【人権施策】○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく実態調査及び基本計画を策定する。
○全ての職員が人権意識とソーシャル・インクルージョンの理念を理解し、業務や市民対応に反映できることを目指す。
○総合オンブズマン制度の認知度を高めるとともに、子どもの権利を含む市民の権利利益の擁護・救済に向けて安定的な運用を図る。

【平和施策】

○戦争体験者の体験を次世代に残すため、様々な手法を用いた体験談のアーカイブ化を行う。